

## 「やまぐちこどもモニター」設置要綱

### （目的）

第1条 こどもの意見を山口県（以下「県」という。）のこども施策に反映するため、「やまぐちこどもモニター（以下「モニター」という。）」を設置する。

### （活動内容）

第2条 モニターは、県のこどもに関する取組について、インターネットのアンケート調査に回答することとする。なお、アンケートの実施回数は県が毎年度定める。

### （登録要件）

第3条 モニター登録できる者は、次のとおりとする。

- （1）山口県内在住の小学生、中学生及び高校生世代であること。
- （2）自分で又は保護者等のサポートを受けて、日本語でウェブサイトの閲覧や電子メールの利用ができる者であること。
- （3）保護者の同意を得ていること。

### （登録方法）

第4条 モニター登録を希望する者は、山口県電子申請サービスの申込みフォームに必要事項（氏名、生年月日、学年、性別、電話番号、メールアドレス、住所等）を入力し、申請するものとする。

### （募集人数）

第5条 募集人数は、県が毎年度決定することとする。なお、応募者多数の場合は、抽選で登録者を決定し、電子メール等で応募者全員に結果を通知することとする。

### （任期）

第6条 モニターの任期は、県が登録決定をした日から翌年3月31日までとする。

### （登録の抹消）

第7条 モニターが次のいずれかに該当するときは、県は登録を抹消することができる。

- （1）第3条の登録要件を満たさなくなったとき。
- （2）モニターから登録抹消の申し出があったとき。
- （3）その他、県が登録の抹消が必要と認めるとき。

(謝礼)

第8条 モニターが、第2条に定める活動を行ったときは、予算の範囲内で謝礼を贈るものとする。

2 前項に定める謝礼の種類、提供方法及び提供時期は、県が毎年度決定する。

(結果等の公表)

第9条 県は、第2条により実施したアンケート調査の結果等をホームページで公表することとする。

(費用負担)

第10条 モニターが活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、当該モニターが負担するものとする。

(個人情報の利用目的)

第11条 県は、モニターの個人情報を適正に管理するとともに、次の各号に定める目的のために利用することとする。

- (1) アンケートを実施すること。
- (2) 県のこども施策への反映のための集計・分析等に用いること。
- (3) 県からの情報を提供するために、電子メールの送信等により案内すること。
- (4) 要綱第8条に定める謝礼を送付すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月25日から施行する。